

令和5年6月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年6月15日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和5年6月15日(木) 午前9時03分
閉 会 日 時	令和5年6月15日(木) 午後1時44分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	織 田 京 子
委 員	秋 谷 修 金子 雄 一 矢 島 洋 文 小 泉 晋 史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 1 号	鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 2 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 6 3 号	市増の路線の認定について	原案可決

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長 三 村 正

都市建設部副部長 五十嵐 剛

都市建設部副部長 矢 部 正 樹

都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長 山 崎 淳 一

都市建設部参事兼市街地整備課長 秋 山 信 行

都市建設部参事兼道路課長 小 林 勝

建築住宅課長 中 島 隆 晶

都市計画課副参事 林 信 敏

都市計画課・産業団地プロジェクト副参事 島 田 幸 男

道路課副参事 宮 澤 祐 紀

道路課副参事 田 口 裕 一

道路課副参事 酒 井 孝 之

(上下水道部)

上下水道部長 中 根 治 人

上下水道部副部長 大 堀 勝 彦

上下水道部参事兼下水道課長 堀 岳 夫

経營業務課長 伊 藤 正 一

水道課長 山 崎 眞 也

水道課副参事 大 網 岳 志

下水道課副参事 関 根 好 一

吹上支所長 岡 田 和 弘

川里支所長 山 縣 一 公

書 記 佐 伯 幸 子

書 記 大 谷 直 樹

(開会 午前9時03分)

(委員長) それでは、ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と金子雄一委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第61号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例、議案第62号 市道の路線の廃止について、議案第63号 市道の路線の認定についての議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第62号及び議案第63号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第61号の条例の一部を改正する条例について、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、質疑については、質疑する内容をよく整理してから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

(矢島) 恐縮ですが、議案第61号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について、資料請求をお願いいたします。具体的には、鴻巣市都市公園13公園を指定管理にするに当たりまして、指定管理者を募集するために使用した仕様書の請求をお願いいたします。よろしくご審議のほどお願いします。

(委員長) ただいま矢島委員より議案第61号について資料請求がありました。請求のありました資料について、執行部は提出することは可能でしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) ただいまいただきました資料請求ですけれども、こちらにつきましては提供することはできません。したがって、現地視察の間にご用意させていただきますことをご了承いただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

(委員長) 矢島委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては現地視察中に資料の用意をお願いいたします。

初めに、議案第62号及び議案第63号について、一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) では、議案第62号及び議案第63号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

関連がございますので、一括してご説明いたします。初めに、議案及び図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。市道B-718号線でございますが、起点を鴻巣市小松1丁目520番3地先とし、終点を鴻巣市小松1丁目532番1地先とします。幅員1.82メートル、延長126.82メートルの路線で、市有財産処分に伴い廃止をするものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー2、市道廃止図を御覧ください。市道C-190号線でございますが、起点を鴻巣市大間字原912番2地先とし、終点を鴻巣市大間字原916番地先とします。幅員1.82メートルから2.00メートル、延長173.46メートルの路線で、開発事業に伴い廃止するものです。

続きまして、次のページの図面ナンバー3、市道認定図及び路線の認定につきましては、本日お配りいたしました参考資料の公図の写しも併せて御覧ください。市道B-1025号線でございますが、起点を鴻巣市小松1丁目520番1地先とし、終点を鴻巣市小松1丁目521番1地先とします。幅員1.83から1.84メートル、延長65.48メートルの路線で、議案第62号に

より廃止するB-718号線の一部について再認定をするものです。
続きまして、次のページの図面ナンバー4、市道認定図を御覧ください。
市道C-366号線でございますが、起点を鴻巣市大間字原921番1地先とし、終点を鴻巣市大間字原912番2地先とします。幅員1.83から6.00メートル、延長179.46メートルの路線で、議案第62号により廃止するC-190号線の一部と開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のために暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時09分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第62号及び議案第63号について質疑を求めます。質疑のある方。

(矢島) 何点かお尋ねをいたします。

先ほど現場のほうを確認させていただいて、B-718号線なのですが、これも、これの今回認定をされなかったJR側、現況が草で覆われて、どこまでが道路で、どこまでが畑なのかよく分からない現況だったと聞いておりますけれども、そういう状況の中で、その部分というのは財産の位置づけというのはどういうふうになっていたのでしょうか。お聞きします。

(都市建設部参事兼道路課長) 現在は行政財産として扱っております。市道の認定の廃止によりまして普通財産に変える予定となっております。

以上です。

(矢島) 今回の対象となっているB-718号線、これについてはもちろん登記、それと公図とかもあるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 今現在は、表示登記はありません。この後払下げが確定した後に資産管理課のほうで表示登記を起こす形となります。

(聞こえないの声あり)

(委員長) マイク入っていますか。もうちょっとマイク近づけて。

(都市建設部参事兼道路課長) 失礼いたしました。

今現在、表示登記のほうはございません。この後払下げが確定した後に資産管理課にて表示登記のほうを起こす形となっております。

(矢島) 払い下げる部分の面積というのは、現況を測量して、その面積で払下げを行ったということによろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 払下げの面積でございますが、実測で106.92平米という形になっております。

(矢島) すみません。現況測量したと。隣接地主の立会いを求めて測量を行って、この面積を算出したということによろしい。確認です。お願いします。

(都市建設部参事兼道路課長) 隣接者の立会いの下、境界が確定しまして、この平米となっております。

以上です。

(矢島) ちなみに、払下げの平米当たりの単価というのはお幾らだったのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 1平米当たり1万5,900円で算出しております。

(矢島) この算出の根拠についてお聞かせください。

(都市建設部参事兼道路課長) 算出の根拠ですけれども、こちらのほう、都市計画課のほうで地価公示価格や路線価を基に算出をしております金額でございます。

(矢島) 地価公示や路線価ということですが、ではこのB-718号線が接している主要地方道さいたま鴻巣線、ここの路線価格は幾らでしょう。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらの県道の路線価になりますが、2万6,000円という形で聞いております。

(矢島) この差について説明がいただけるようでしたら、説明をお願いします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) ただいまのご質問につきましては、都市計画課よりご説明させていただきます。路線価の価格と積算させていただきました払下げの予定価格の差ということですが、当然のことながら土地の価格については一致するものではないというふうに認識しています。当然、払下げをさせていただく土地の形状や形質、面積、様々な要因によって今回は路線価よりも低い価格となったということに結果としてはなったというふうに理解しております。

以上です。

(矢島) 例えば公共用地を売却する場合、払下げをする場合については、統一的なルールというのが鴻巣市にはあるのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 鴻巣市独自のルールというわけではないというふうに認識しておりまして、一般論といたしましては、払下げを行う土地というものは単体でご利用されるということはまずないかと思うのです。一般論としましては、払下げをされる土地及びその周辺の土地利用、一体として使われるということが相当であるというふうに考えております。したがって、一体として評価をすることが一般的な考えであるというふうに認識しております。

以上です。

(矢島) 次に、C-190号線とC-366号線の関係なのですが、ここでは払下げという行為は行われなかったと聞いているのですが、どうしてなのか。何が言いたいのかといいますと、やっぱり払下げは払下げとしてお金をいただくと、寄附は寄附としていただくと、そのほうが財政的にも鴻巣市としては有利なのではないかな。今回それができないというのは、何か法令上の根拠があるのかどうなのか、そこを伺います。

(建築住宅課長) ただいまの質問で、払下げと寄附について一緒に今回

相殺するような形になっているということで……

(委員長) マイクをもうちょっと近づけてもらって。

(建築住宅課長) ただいまの質問なのですけれども、払下げと寄附採納を今回別々ではなく一緒にするような形で相殺しているような形になっているけれども、なぜかというご質問だと思うのですが、こちらにつきましては、都市計画法に開発道路の付け替えに関する規定というのがございまして、都市計画法の40条で、開発許可を受けて工事を行って設置される道路につきましては、従前の道に代えて新しい道路が設置される場合は、従前の道路は市から事業者へ帰属され、これに代わる新しい道については事業者から市のほうに帰属されるということが法律上規定されております。こちらは、完了の検査を受けた後、公告を行うのですけれども、公告日の翌日に帰属されるという規定になってございまして、今回はこの規定に基づいて業者のほうが開発の事前協議というのを道路課と行ったわけなのですけれども、そちらの事前協議のほうでこの内容で協議が調ったということで、このような形態で費用が発生しない形になっております。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) では、質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第62号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) それでは、議案第61号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

鴻巣市都市公園条例第28条別表第3に掲げる13の都市公園は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間、指定管理者が協定に基づき管理しているところですが、令和6年3月31日で指定管理期間が満了するため、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間につきまして、今年度新たに指定管理者を選定することになります。

現在、13の都市公園について指定管理者による管理を行うことができる規定としていますが、今後、指定管理者により管理する都市公園を見直すことから一部改正を行うものでございます。

説明は以上です。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 初めに、都市公園が市内で185か所あるというふうに認識しておりますけれども、指定管理者に管理を行わせることができる施設として別表3に13か所挙がっています。この13か所の委託料の合計金額幾らなのかと、あとなぜこの13か所、185のうち13か所を指定管理へ移行したのか、その判断基準、移行基準、もしあればお聞かせいただきたいと思っております。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) それでは、まず委託料についてなのですが、令和5年度の13公園の当初の予算額になりますが、8,382万円でございます。

続きまして、13か所を選定した判断基準ということでございますけれども、特段ある一定の基準というものが明確に定められているわけではないのですが、公園の維持管理につきましては業務委託や修繕などに関することが多岐にわたることが実態としてございます。したがって、遊具などの公園施設数や植栽数、敷地面積などを考慮した上で指定管理する公園を選定している状況でございます。

以上です。

(矢島) この13か所の指定管理者の名称、それから事業所がどこにあるのか、事業の本拠地はどこにあるのかをお聞かせください。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 委託先の指定管理者につきましては、環境緑のグループと申します。代表は高橋建興株式会社でございます、鴻巣市箕田地内に位置しております。以上です。

(矢島) 1つの事業所というか、グループというかに委託しているということですが、なぜ委託先を分割をしないのか、この1者というか、1グループに管理を任せただけなのか、その理由についてお聞かせください。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 分割しない理由というご質問でございますけれども、例えば現在の鴻巣市におかれましては、鴻巣地域、吹上地域、川里地域というふうに昔の自治体のエリアというふうに分割をする考え方もあろうかと思えます。しかしながら、一方では、一括管理では公園の維持管理における効率的、合理的が図れることから、現時点では分割よりも一括して管理することが望ましいというふうに捉えております。また、分割管理を仮に選択したとするならば、指定管理者への指示事項であったりですか、協議事項の業務量の増加も見込まれるというふうなところから、現時点においては分割という選択ではなく一括ということをお願いしているところがございます。

以上です。

（矢島）複数の事業所等に委託するという事は、もう既にご案内だと思っておりますけれども、やはりより一層競争力が働く、より一層クオリティーの高い事業が展開できる可能性がある。それを考慮はしているのでしょうけれども、それよりも今言った理由のほうが優先されるというのがなかなか理解しにくいのかなと思っておりますけれども、そういう判断をしたということなので、そうなのでしょうけれども、今後、別表3の枠を外して、当然指定管理に移行する公園が増えていくと思いますが、やはり分割をして管理をお願いするということはしていかないのか、今までどおり1か所をお願いをしていく考えなのか、お聞かせください。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）そのような考え方も当然あるかと思えます。ただ、一方で、どうしても我々としたしましては、一括管理を現在行っている実情がありますので、ここをベースに、今後も一括管理をすることを前提に指定管理をうまく活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

（矢島）別表3を削除するという事、先ほど少し触れましたけれども、今後、都市公園を順次、もしくは将来的には全ての都市公園を指定管理へ移行するという考えなのか、見解を伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）全ての都市公園を移行するかどうかというご質問ですけれども、多様化する市民ニーズであったりですとか、効果的、効率的に対応できることが指定管理のメリットであるとも捉えております。一方で、規模の小さい公園につきましては職員で対応が可能とも考えられます。したがって、規模の大きい公園であったり、住宅街の公園などを中心に指定管理することを今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（矢島）指定管理へ移行する公園の優先順位、そういうものがもしございましたらお聞かせください。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）明確な

優先順位というものは、特に我々のほうでは持っていないのですけれども、基本的には総合公園であったりですとか、近隣公園を優先的に指定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（矢島）13以外の公園について、要は14か所目、15か所目というのがいつ頃想定をしているのかお聞かせください。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）現在の指定管理の状況なのですけれども、今年度いっぱいをもって5年間の指定管理期間が満了となります。来年度、令和6年度から新たに指定管理者を選定し、5年間の指定管理期間の契約を締結する予定で考えております。可能であれば、来年度以降14以上の公園を指定管理にすることを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（矢島）14以上、具体的にどの程度想定をしているのか、現時点では全く想定できないのか、幾つぐらいを想定しているのかということと、6月定例会という大変早い時期にこの条例案を出されていますけれども、その意図というのとは何かあるのかお聞かせください。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）まず、幾つという数量ですけれども、現在、来年度指定管理をする公園の数につきまして精査中のごさいますして、その具体的な数字につきましては現時点では未定となっております。しかしながら、13公園をベースに考えることは当然というふうに考えております。

続きまして、なぜこのタイミングで条例改正を行うのかというご質問かと思うのですけれども、このタイミングで条例改正を……すみません。年度内で指定管理期間が満了されますので、更新の手続が今後必要となります。更新の手続を行うに当たりましては、指定管理をする公園を明確にお示しするための準備が必要となります。したがって、その準備と申しますのは、仕様書の作成であったり、指定管理を応募しようとする事業者さんがどこの公園をどのように管理するかということをお示しする必要がございますので、このタイミングでこの条例改正の作業を

しなければ14以上の公園を指定管理に移行することができなくなってしまうので、今回の6月議会で上程させてもらったというところでございます。

以上です。

(矢島) よく分かりました。

それでは次に、先ほど、事務の煩雑さ等もあって、その都度その都度指定管理ができる公園を指定するのではなくて、もう枠を取っ払ってしましましょうよと、事務の煩雑さもあるからということでしたけれども、別表3を削除して都市公園条例の改正をしないで指定管理への移行を容易にするということになると思うのですけれども、それは一定の理解はするのですけれども、指定管理への移行に伴う予算は予算でしっかりと審議をしていただく、指定管理者の可否については、そのことをしっかりと指定案で審議をしていただく、そして指定管理へ移行する施設は都市公園条例案の中でおのおのしっかりと審議をするということが様々な角度から議論ができて、より丁寧な審議ができるのではないかな、いい形態なのではないかなと私は思うのですけれども、その辺の見解を伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 委員ご質問のとおり、それにつきましては、まずもって指定管理の予算につきましては、まず予算を議決する3月議会で審議をしていただき、指定管理者の指定につきましては、この後12月議会に議案として上程させていただき予定となっております。ですので、議会の中でしっかりと審議していただけるように、こちらとしましてはきちんと説明してまいります。以上です。

(矢島) 次に、ちょっと私の理解不足なのかもしれないのですけれども、ご説明いただけたらありがたいのですけれども、条例の第7条第1項と条例の第28条の整合性についてお尋ねをさせていただきます。

条例28条では、「都市公園の管理を、法人その他の団体であって、市長が指定するものに行わせることができる」とだけ規定があります。市長が都市公園の管理を行わせることができるだけ規定がされています。

一方、7条では「公園施設を設け、又は管理させることができる者は、市内に住所又は主たる事業所又は事業所を有する者でなければならない」というふうにすごく限定されてきています。当然指定管理者が管理するものの中には公園施設が含まれるというふうに理解をしているのですけれども、そうするとこの28条と7条は整合が取れないのではないかなって。28条は、単なる市長が指定したものでオーケーですよと。ただ、7条の公園施設については市内の業者ですよという縛りがある。そのところの整合が取れていないと思うのですけれども、その辺はどういう見解でしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）条例の第7条につきましては、公園施設を設け、又は管理することができる者ということとして、公園管理者以外の者に公園施設の設置及び管理を行わせることができる制度ということをごさいますて、この設置または管理する者は市内に住所または主たる事務所、事業所を有する者と解釈しております。こちらについての具体的な施設といたしましては、よく見かけるものとしては飲食店や売店などの事例がございます。

一方で、第28条につきましては、指定管理者による管理として別表第3に掲げる都市公園などを法人などが管理できる規定であると解釈しているため、第7条と第28条は整合性があるものではなく、性質の異なる条文であるというふうに解釈しております。

以上です。

（矢島）すみません、ここで法律論争するつもりもありませんので、また別な機会にゆっくりと議論していきたいと思います。

以上です。

（金子）議案第61条につきまして何点か質問いたします。

現在、先ほどの説明の中でありましたけれども、13の公園の指定管理、柔軟に対応するために改正とのことをごさいますけれども、まとめとして、何かちょっと先ほど数字的なものもありましたけれども、本市の都市公園の数とか面積、それとちょっと参考にお聞きしますけれども、1人当たりの面積ということ考えますとどのくらいになるのかお聞きい

たします。ちなみに、ちょっと調べてみますと、熊谷市あたりは145か所で、1人当たり面積が25.23平米、北本は102か所で、1人当たり面積10.54平米、行田市が59か所で、1人当たり13.91平米ということで、ちょっといろいろ大きさに、大きさというか、面積に差はあるのですけれども、その内訳をお聞きします。それがどのくらいが妥当なのかというか、平均なのかということもちょっと参考にお聞きいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 公園の数量と面積ということでしたけれども、都市公園に限ってということでもよろしかったですか。

(都市公園の数の声あり)

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) それでは、都市公園の数につきましてお答えいたします。

本市におきましては185都市公園がございまして、都市公園の185の面積といたしましては69.94ヘクタール、平米に直しますと69万8,727.06平方メートルでございます。面積でいうと69万8,727.06平方メートルでございます。(令和5年6月21日開催令和5年6月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1「71万9,569平方メートル」に発言訂正)

それとあと、市民1人当たりの公園面積ということだったかと思うのですけれども、本市におきましては都市公園のみということではなくて、公園が本市においては都市公園を含む239か所の公園がございまして。この239か所に対する1人当たりの面積ということでお答えさせていただきます。この239か所に対する総面積は、89万2,506平方メートル(令和5年6月21日開催令和5年6月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1「89万2,349平方メートル」に発言訂正)でございます。5月1日時点での本市の総人口が11万7,660人でございますので、市民1人当たりの面積は7.58平方メートルでございます。条例等によりますと、本市の住民1人当たりの都市公園の敷地面積を10平方メートルとしておりますので、現時点においては、本市に置き換えると、およそ2.4平方メートルほど満たしていないというような現状がございまして。

以上です。

(金子) そうしますと、今の数字で申し上げますと、ちょっと平均というかよりも小さいかなと思いますけれども、将来の方向とか、これは何か事情とかはあるのでしょうか。そういうふうな市の特色とか、いろいろあるのかなと思うのですけれども、それと将来的には増やす方針ということでお考えなのかお聞きします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) いわゆる平均というか、目指すべき10平方メートルを満たしていない事情があるのかということだったかと思うのですけれども、こちらにおきましては、現在市のほうである一定規模の公園整備というものがなかなか着手できないというか、そのような計画が今のところは、本日御覧になりました北新宿地内の公園以外には今のところないような状況でございます。ですので、今後につきましては、地域住民であったりですとか、ほかからの要望等を踏まえた上で、そういったしかるべき場所に、場所がなければできませんので、一定規模の公園等を整備するというのであれば計画的に進めていくことが必要であるというふうに認識しております。

それと、公園を今後増加していく予定があるのかということなのですが、近隣公園を今後整備するわけですけれども、それらについては、本日の説明ではおよそ1ヘクタールというふうにお答えさせていただきましたので、そういったものを今後カウントされてまいりますので、徐々に増加されていくものというふうに認識しております。それと、一方、川里地域に川里中央公園があるわけなのですけれども、現在の川里中央公園の形態が完成形というわけではございませんので、今後完成形に向けて整備していく予定もございますので、そういったところも含めると増加傾向にあるのかなというふうに認識しております。

以上です。

(金子) それでは、もう一点だけお聞きします。

今のお話の中でも、まだ整備途中のという公園が多々あるということでございますけれども、私が住んでいるところの近くの近くなのですけれども、やはりまだ整備がされていないような公園予定地があるのですけれど

も、住所でいきますと氷川町の157番地辺り、157番地というか、157番ですね、ですけども、こちらにつきましては、できれば、住民の希望もありますので、早めに何か整備してもらえればなと思うのですけれども、こういう点についてどうでしょうか。その方向づけはされるのでしょうか。いつ頃になるのでしょうか。お聞きいたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）今のご質問でございますけれども、今後計画的に進めていけるように、まず私も現場のほうは認識していない状況でございますので、現地等よく確認をし、土地の大きさであったりとか、必要とされる施設、あるいは地域の声を聞きながら、整備に向けた計画ができていけるように今後準備してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（秋谷）61号ですよね。別表の第3を今回削除、改めるということなのだけれども、先ほど来のお話を聞くと、次の指定管理の際に指定管理をお願いする都市公園の数を弾力的に考える上で、そういう表をなくすというふうに理解はしているのだけれども、具体的に例えば私なんかで思いつくのは、大間の近隣公園がこのたびオープンしたから、大間の近隣公園とかは恐らく入ってくるのだらうなというふうには思うのですが、全くそれとは別で、増やすに当たって、例えばうちの近所に宮前原の街区公園があるのでございますけれども、何年前だろうな、3年ぐらい前までは自治会でいろいろ管理をしていて、三、四年前にたしか市のほうで何とかお願いできないかというようなことをお願いして、今シルバーのほうでもしかしたら管理してもらっていると思うのだけれども、どんどん、どんどん街区公園と言われて、なおかつさっき質疑のやり取りの中で明確な線がないような、施設の遊具であったり、構造物であったり、いろんな要素をかみ入れて指定管理にしているというお話だったけれども、この13公園の指定管理をして以降、そういう住民が今までいろいろ管理をしていたのだけれども、今後行政のほうでやっていただいて、今現在はやってもらっているようなものの中で、この指定管理で新たに入れるような公園というのは何かお考えがあるのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 13公園以外に新たに指定管理に入れる公園があるのかというご質問でよろしかったでしょうか。

(まあまあ、いいやの声あり)

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 13公園以外の、先ほど質問の中にもございましたけれども、今年度オープンさせていただきました赤見台近隣公園(P.18「大間近隣公園」に発言訂正)などもそういったものの一つになるのかなというふうには考えております。今後につきましては、先ほどのご質問の中でもお答えさせていただきましたが、公園の規模等を考慮させていただいた上で指定管理する公園を選定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(秋谷) おっしゃっていることは分かっているのだけれども、例えば公園内の樹木の関係でいうと、うちの宮前原公園でも相当大きい樹木がもう育ってしまったというのかな、普通にシルバーの方が管理できるような樹木ではないように思えるわけです。例えばトイレ一つ取っても、結構年数が経過してきていますので、ただ単に清掃だけの状態で果たしていいのかどうか。街区公園の中にもいろんな施設をお持ちの街区公園があるわけではないですか。例えば指定管理を今回新たに組み直すについて、そういった今まで既存の街区公園の中から新たに、逆に言うと今まで指定していなかった街区公園とかを再度確認する必要があるのではないのかなと。要は指定管理の中に入れるという考えの中で。そういうようなお考えというのは、この表を取ることによってある意味では可能になるではないですか。そういうような見直しというのは、される予定があるのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) まず、前提条件としまして、条例の第28条の先ほど申しました別表第3に掲げている13公園は、前提として都市公園であることが前提になっておりますので、指定管理による管理というものは都市公園であるということが前提になってくるのかなというふうに理解しています。ですので、その

街区公園がまずは都市公園に位置しているということであれば指定管理に組み入れることが可能になることが想定されますので、そこは我々のほうで現況を確認させていただいた上で、指定管理に入れることがふさわしいかどうかというものを一つの判断基準として今後検討してまいりたいと思います。ですので、あとの高木しかり、トイレしかり、そのような管理につきましても、当然費用がかかることですので、適正な管理につきましても今後も引き続き行っていけるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

(秋谷) せっかく、せっかくという言い方は変な言い方だけれども、委員会の請求資料の中で、例えば種別でいったら上谷総合公園は総合、赤見台近隣公園は近隣と、あるいは東町公園とかひばり野中央公園だと街区公園があるわけでしょう。だから、街区公園でも当然都市公園として認識される公園があったわけだ、この13を最初指定した頃は。そのときに全て、さっき言った二百三十幾つだったっけ、その公園を全部確認したのかどうかというのは、私はその当時の記憶ってもうないから、やり取りしたのかどうか分からないけれども、あえて今回この別表を取ってしまうということであれば、もう一度全体的な公園の構造物であるとか、植栽であるとか、いろいろなものを全部見直したほうが、場合によってはいい管理ができる公園というのが出てくるのではないのでしょうか。今まで住民の方々でもできていたものもあったのだけれども、例えば高齢化によってできなくなってしまった公園もあるだろうし、また物によってはさっき言った大きな木になってしまって、シルバーにお願いしてもなかなか管理が難しいだろうような、そういうような状況の変化ってあると思うのです。その公園に備え付けられている遊具だって何年かの間に当然老朽化しているでしょうし、だからいろんな観点で指定管理すべき公園の今回枠を取っ払ってしまう、枠というのも変な言い方だけれども、指定管理する公園というのは指定管理する公園で、ちゃんとこの公園ですと新年度はお願いすることになるのだろうけれども、そうではなくて、もっといろいろ公園のいい管理をするために、よくよく見直し

てやってもらえたらなというふうに思うのですけれども、そういう見直しというのはやっていくものなのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)全ての、今のご質問にありました例えば樹木、トイレ、あとはほぼほぼあるのが遊具かと思うのですけれども、これらを全て点検と言ったらいいのですか、ふさわしい状況にあるのかということ把握しているのかということなのでも、まずもってなかなか全部見渡すことが現状難しいのがございます。その中で、当然地域の方々の情報提供であったり、ボランティア活動であったり、そういったところから要請をいただいて、樹木でいえば剪定作業、あるいはトイレであれば修繕などを行っております。一方で、遊具などにつきましては常に良好な状態で遊べる環境を整えていくことがよろしいかというふうには認識しております。ただ、実態としましては、なかなかそこまで行き届いていないのが現実にありますので、街区公園なども含めまして全ての公園を見渡して、指定管理に移行することがどこの公園がふさわしいのかということを選定することが一番であることは当然認識はしているものの、そこに向かって努力していくように今後は検討していきたいと思いますが、一方で、そこがマンパワーが不足していてかなわないこともありますので、可能な限りそういったことに近づけるような努力はしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) すみません。申し訳ございません。発言の訂正を1か所お願いしたいと思います。

秋谷委員のご質問の中で、私、追加する公園につきまして、大間近隣公園というふうに申し上げなくてはならないところ、赤見台近隣公園というふうに申し上げてしまいましたので、正しくは大間近隣公園でございますので、訂正をお願い申し上げます。

(委員長) ただいまの発言の訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については一任願います。

それでは、続けます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第61号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時44分)